

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を  
 改正する省令（案）新旧対照表  
 （傍線部分は改正部分）

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年  
 厚生労働省令第十四号）

改正案	現行
<p>(指定薬物)            第一条 (略)            一〇四十一 (略)            四十二 二―(三・四―ジクロロフェニル)―二―(ピペ            リジン―ニ―イル) 酢酸メチルエステル及びその塩類            四十三 一―(二・三―ジヒドロベンゾフラン―五―イル            )プロパン―二―アミン及びその塩類            四十四〇四十七 (略)            四十八 一―(三・四―ジメトキシフェニル)―二―(ピ            ロリジン―一―イル) ペンタン―一―オン及びその塩類            四十九 二―(二・五―ジメトキシフェニル)―N―(二            )―メトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類            五十〇五十五 (略)            五十六 N―(ナフタレン―一―イル)―一―ペンチル―            一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類            五十七〇六十三 (略)            六十四 一―フェニル―二―(ピペリジン―一―イル)ブ            タン―一―オン及びその塩類            六十五 一―フェニル―二―(ピロリジン―一―イル)オ            クタン―一―オン及びその塩類</p>	<p>(指定薬物)            第一条 (略)            一〇四十一 (略)            (新設)            (新設)            四十二〇四十五 (略)            (新設)            (新設)            四十六〇五十一 (略)            (新設)            五十二〇五十八 (略)            (新設)            (新設)</p>

六十六〜七十四 (略)

七十五 二―(四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェニル

―N―(二―メトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類

七十六〜八十 (略)

八十一 N―メチルインダン―二―アミン及びその塩類

八十二〜九十 (略)

九十一 (Z)―N―〔三―(二―メトキシエチル)―四

・五―ジメチルチアゾール―二(三H)―イリデン〕―

二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類

九十二〜百十 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一〜四 (略)

五 (略)

(略)	(略)
一―(四―フルオロフェニル)ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
N―メチルインダン―二―アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一―(三・四―メチレンジオキシベンジル)ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

五十九〜六十七 (略)

(新設)

六十八〜七十二 (略)

(新設)

七十三〜八十一 (略)

(新設)

八十二〜百十 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一〜四 (略)

五 (略)

(略)	(略)
一―(四―フルオロフェニル)ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
(新設)	(新設)
一―(三・四―メチレンジオキシベンジル)ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

六  
(略)

(略)

六  
(略)

(略)